

一宮監公表第2号

令和4年9月29日

一宮市監査委員 和 家 淳

一宮市監査委員 丹 羽 達

一宮市監査委員 鵜 飼 和 司

一宮市監査委員 渡 部 晃 久

定期監査及び行政監査の監査結果に基づく措置の公表について

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、一宮市水道事業等管理者から措置を講じた旨の通知がありましたので、同項の規定によりその内容を次のとおり公表します。

上下水道部の定期監査及び行政監査の監査結果に基づく措置状況

- 1 措置を講じた部課
上下水道部営業課
- 2 監査結果報告提出日及び公表日
令和4年3月2日（監報告第22号、一宮監公表第6号）
- 3 措置通知受理日
令和4年9月16日
- 4 措置の内容
措置の内容は、以下のとおり

指摘事項（措置を要する事項）	措置状況
<p>下水道事業受益者負担金の徴収猶予取消に係る事務について</p> <p>下水道事業受益者負担金（以下「負担金」という。）は、公共下水道が整備された区域内の土地所有者が負担することとなるが、土地の使用状況等により負担金の徴収を猶予する制度があり、一宮都市計画下水道事業受益者負担に関する条例で、受益者が所有する農地のうち現に耕作されている土地などについては負担金の徴収を猶予することができる」と規定されている。</p> <p>この制度により徴収が猶予されている農地のうち、農地転用の届出の提出なく雑種地に転用され、猶予理由が消滅したことに所管課が気付かないまま5年以上経過し、負担金の徴収権が時効により消滅していたことが、令和2年11月末に当該受益者から農地法第5条に基づく農地転用の届出が提出さ</p>	<p>農地・山林等の徴収猶予対象となる土地（2,032筆、猶予総額177,041,340円）の内、猶予対象地でありながら、既に宅地等への転用がされ、農地等以外となり猶予理由が消滅している土地は、131筆、6,281,750円となりました。</p> <p>この内、消滅時効の成立により徴収不能となる土地、84筆、3,186,860円については、都市計画法第75条第7項の負担金の徴収権が時効により消滅することに基づき、下水道事業受益者負担金の徴収猶予中の土地の賦課徴収権が消滅時効となる旨、管理者決裁による時効処理を行いました。</p> <p>なお、現況が農地以外となっているが、消滅時効成立前の徴収可能な土地については、47筆、3,094,890円となりました。</p> <p>この事案については、順次、受益者へ</p>

指摘事項（措置を要する事項）	措置状況
<p>れ判明したものがあつた。</p> <p>本件判明後、他の徴収猶予地について所管課が調査した結果、同様に無届で農地転用されていた土地が複数あることが判明した。</p> <p>徴収猶予地の現況変化については、定期的に確認する仕組みがなく、所管課は、負担金徴収猶予取消届など受益者から提出される届出のみにより把握していたが、実際には無届で農地転用される土地もあり、徴収猶予理由の消滅について、積極的に情報収集をする必要がある。</p> <p>負担金の徴収漏れは重大な問題であるため、法令に基づき適切な措置を講じるとともに、的確に現況確認を行う仕組みを構築し、負担金の適正かつ公平な徴収に努められたい。</p>	<p>の連絡や徴収猶予取消の手続きを行い、賦課徴収を進めております。</p> <p>また、消滅時効成立後に受益者負担金を賦課徴収し、納付済となった事案（1件、161,880円）については、令和4年3月31日付で受益者への口座振り込みによる還付を行い、処理を完了しました。</p> <p>【再発防止策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係部署との一層の連携強化により、農業委員会からの農地転用届出受理報告に加え、資産税課の税情報により農地の宅地化等、徴収猶予理由の消滅について積極的に情報収集を図り、徴収猶予対象地の現況確認調査を毎年行い、農地転用の把握に努め、適正な猶予対象地の管理を徹底します。 ・受益者負担金の賦課当時から年数が経過し、相続等により徴収猶予地の所有者変更がされ、次の所有者が負担金の猶予継続を把握していないことが懸念されるため、「一宮市下水道事業受益者負担に関する条例施行規則の一部改正（令和4年7月1日施行）」により、条例等に定めがある届出義務について、猶予対象の受益者に対し、猶予申請後3年毎に現況届を提出させることで、継続的に制度の周知を行います。 ・負担金の徴収猶予申請の受付から、毎年の税情報や航空写真等による現況確認、現況届の提出時期や方法など、確認作業に漏れがないよう事務マニュアルを作成しました。